

### 第3類の危険物火災に注意しましょう

リチウムやカリウム等の金属系の第3類危険物が発火源となる火災は、発火源である危険物が微量であっても、その取扱い方法を誤ってしまうと、発火して周囲の可燃物に着火するなど負傷者が発生する事があります。

第3類の危険物発火性や禁水性の性状から消火方法が限定される為、火災が発生するとその物質に的確に対応した消火方法を用いて消火作業を行う必要があります。

第3類の危険物を取り扱っている事業所の皆様におかれましては、下記項目を参照していただき適切な管理及び取り扱いを徹底していただきますようお願いいたします。

#### 第3類の危険物より発生した火災事例について

##### リチウム火災

研究施設においてリチウム炉内に付着しているリチウムを清掃していたところ、誤って水につけてしまい爆発音とともに炎と火花が発生し周囲の可燃物に着火し負傷者が発生しました。

##### カリウム火災

研究施設において実験台のカリウムをトルエンで洗浄していたところ、誤って水につけてしまい発火し周囲の可燃物に着火しました。

#### 第3類の危険物の特徴

第3類の危険物には、個体又は液体であって空気中において自然発火するもの(発火性物質 (黄リン等)) 水と接触して、又は可燃性ガスを発生するもの (禁水性物質 (リチウム等))、自然発火性と禁水性物質を合わせもつもの (ナトリウムやカリウム等)があります。

#### 貯蔵取り扱い及び運搬について

自然発火性物質は火源との接触や過熱を避け、空気と触れる事を防ぐ必要があります。また禁水性物質は水との接触を避ける必要があります貯蔵は小分にすることが望まれます。

#### 第3類の消火方法と注意点について

第3類危険物の消火で一般的に有効であるとされているものに乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠砂等で窒息消火があります。原則として水、強化液、泡などの水系消化剤は使用できません。

今号担当：伊藤直樹

**有事の際はご一報を！**

当消防隊は365日24時間、万全の体制で出動可能です  
神奈川県横浜市鶴見区大黒町18-28  
045-502-8882